省　令

○厚生労働省令第百二十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四埼玉の款川口の項管轄区域の欄中「、鳩ヶ谷市」を削り、同表石川の款金沢の項管轄区域の欄中「、石川郡」を「、野々市市」に改める。

別表第五埼玉の款川口の項管轄区域の欄中「、鳩ヶ谷市」を削り、同表石川の款白山の項管轄区域の欄中「、石川郡」を「、野々市市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、別表第四石川の款及び別表第五石川の款の改正規定は、同年十一月十一日から施行する。

○法務省告示第四百六十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十三年十月十一日

法務大臣　平岡　秀夫

一　監理団体の名称及び所在地

名　称	所　在　地
公益社団法人アジア技術技能人材交流協会	神奈川県藤沢市藤沢九百七十六番地秀明ビル二Ｆ

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名　称	所　在　地	実習内容
横浜フォームラバー株式会社	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町十三番地二	帆布製品製造
株式会社横浜リテラ	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千三十九番地の二	印刷

三　対象となる者　平成二十三年十月十一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第四百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十一日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号ロの表に次のように加える。

新利根化成株式会社	茨城県稲敷市下太田七百三十六番地の二	プラスチック成形
豊友工業株式会社	千葉県千葉市稲毛区六方町二百二十六番地	塗装

○政治資金適正化委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三九九三	二三、九、二	矢形幸之助
三九九四	二三、九、二	山岸　久朗
三九九五	二三、九、二	上　晴夫
三九九六	二三、九、二	奥村　伸二
三九九七	二三、九、二	皆川　克正

告　示

○外務省告示第三百四十三号

平成二十三年八月十八日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十三年十月十一日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七百三十九億四千二百万円（七三、九四二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）1欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表3欄、付表4欄及び付表5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表1欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドネシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表1欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

5　インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（2(1)に規定する借款契約において言及されるものであって、国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定めるもの）に適合するように調達されることを確保する。

6　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。